

会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款に基づき、公益社団法人和歌山県水質保全センター（以下「センター」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の入会基準)

第2条 会員の入会基準は各項に掲げるとおりとし、当該基準を基に理事会において入会の可否を決定するものとする。

2 正会員の入会資格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 県内の市町村

(2) 浄化槽に関連する事業を行う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における法人

ただし、第2号に該当する法人にあつては、県内に主たる事務所を設置しており、県内において浄化槽に関連する公益事業を3年以上実施していることを条件とする。

3 賛助会員の入会資格は、センターの事業を賛助することを希望する個人又は法人若しくは団体とする。ただし、任意団体である場合は、組織をそなえ、多数決の原理が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していることを条件とする。

4 特別会員の入会資格は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 和歌山県

(2) センターの事業に関係する県内の行政機関の職員で、当該行政機関の長の推薦があつた者

(3) この法人に功労のあつた者若しくは学識経験者で、理事会において推薦された者

5 過去にセンターの正会員若しくは賛助会員であつた者が、会員の資格を喪失してから2年以上経過しており、かつ、未納の会費等がないこと。

6 入会の申込に係る資料から、会員として相応しいものと認められる個人、法人若しくは団体であること。

(入会手続)

第3条 センターに入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書に必要事項を記入のうえ、必要に応じて書類を添付して会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前条第2項第2号に該当する法人にあつては次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登記簿謄本 1通（3ヶ月以内のもの）

(2) 代表者の履歴書及び写真 1通及び2枚（名刺型のもの）

(3) 主たる事務所の付近見取図 1枚（A4版のもの）

(4) 定款 1部

(5) 公益事業の実施を証する事業報告書及び決算書類等 1部

3 入会后、入会申込書記載事項に変更が生じた場合、理事会が別に定める入会申込書記載事項変更届

出書を変更に係る必要書類を添付のうえ、直ちに会長に提出するものとする。

- 4 正会員にあっては、代表者としてセンターに対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事会が別に定める指定代表者届出書を会長に届け出なければならない。
- 5 指定代表者を変更する場合は、速やかに理事会が別に定める指定代表者変更届出書を会長に届け出なければならない。

（退会手続）

第4条 正会員、賛助会員又は特別会員が退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に届け出なければならない。

（入会金及び会費等）

第5条 入会金及び会費は、次に掲げる金額とする。

（1）定款第7条第1項に規定する入会金 300,000円

ただし、理事会の決議により免除することができる。

（2）定款第7条第1項に規定する会費 10,000円/年

（3）定款第7条第2項に規定する賛助会費 50,000円/年

- 2 正会員及び賛助会員は、毎事業年度の会費として請求があった日から2か月以内に、センターの所定の方法により第1項に定める金額を納入しなければならない。
- 3 新たに入会した正会員は、請求があった日から2か月以内に、入会金とその事業年度の会費として、センターの所定の方法により第1項に定める金額を納入しなければならない。賛助会員にあっては、請求があった日から2か月以内に、その事業年度の会費として、センターの所定の方法により第1項に定める金額を納入しなければならない。
- 4 正会員又は賛助会員が退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 5 入会金及び会費については管理部門（法人会計）において使用するものとする。

（改廃）

第6条 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

（委任）

第7条 この規則の施行について必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により、平成25年4月1日施行の組織運営規約は廃止する。
- 3 この規則は、令和3年5月11日から施行する。